

「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

これまでの取組内容

「点検・診断」

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- ☆ 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施
- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

「措置」

- ☆ 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

「予算」

- (高速) ■ 高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ■ 点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ☆ 複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

「体制」

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- ☆ 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

「技術」

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- ☆ 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

「国民の理解協働」

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

「記録」

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表[見える化]



- 省令・告示施行
 - 「定期点検要領」の通知
 - ☆ 舗装、附属物(照明柱、道路標識柱)について、直轄国道を対象に、更新年数を想定し、効率的な点検方法を検討
- 【資料4-1、2】
- H26年度は26都道県で地域一括発注。道路橋は、全体の約10%(約7万橋)を点検実施
 - ☆ 判定区分IVは、「通行止め」「通行規制」の対応をした上で「緊急修繕」「更新」「撤去」のいずれかの措置方針を速やかに決定し公表することを全道路管理者に要請

- 改正道路法公布
- ☆ H27年度当初予算案において直轄国道の維持修繕費は対前年度1.10倍(2,965億円)を計上
- ☆ 大規模修繕・更新に対する新たな補助制度を創設

- 全ての都道府県毎に道路メンテナンス会議設置
- 今後5年間の点検計画を策定
- 跨道橋の点検推進
 - ・ 高速跨道橋について、道路法の橋はH26年度内に点検完了。道路法以外の橋で、点検未了は、管理者及び所管省庁に点検実施を要請
- 『直轄診断』の実施
 - ・ H26年度は3箇所を試行
- 地方公共団体も対象とした研修開催

- パネル展、現地見学会開催
- 地方公共団体へ意識調査を実施
- ☆ 老朽化の現状や対策の推進状況をまとめた「道路メンテナンス年報(仮称)」を策定、公表

点検に関する基準について

- 道路法42条に基づく点検に関する基準については、H26. 6に橋梁、トンネル等において定期点検要領を制定
- 未制定である構造物について、当面は直轄国道を対象とした検討を進めることとし、平成27年度より検討に着手(地方公共団体へは適宜参考送付)

橋梁	定期点検要領【H26】
トンネル	定期点検要領【H26】
舗装	「舗装の調査要領(案)(平成25年2月)を使用 →見直しに向け、H27年度より検討着手 (提言を踏まえ更新の考え導入等)
土工	定期点検要領(シェッド・カルバート)【H26】 「道路のり面工・土工構造物の調査要領(案)」(平成25年2月)を使用 →見直しに向け、H27年度より検討着手 (点検方法の体系化等)
附属物等	定期点検要領(立体横断施設・門型標識)【H26】 「附属物(標識、照明施設等)点検要領」(平成26年6月)を使用 →見直しに向け、H27年度より検討着手 (提言を踏まえ更新の考え導入等)

- 橋梁・トンネル・大型附属物に関しては、全道路管理者において5年に1回の近接目視による定期点検を推進
- 舗装、附属物(照明柱、道路標識柱)については、直轄国道を対象に、昨年4月の道路分科会の提言を踏まえた点検方法の検討に着手
- 道路土工構造物(のり面等)については、直轄国道を対象に、老朽化の観点ではなく防災の観点による点検方法の検討に着手

現状と課題

- 道路分科会の提言(H26年4月14日)
「舗装、照明柱等～(中略)～は、経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・更新することを検討」
- 舗装の穴ぼこ(ポットホール)、段差による管理瑕疵件数が近年急増しているとともに、最近、老朽化が原因とみられる照明柱や道路標識柱の倒壊事故等が発生

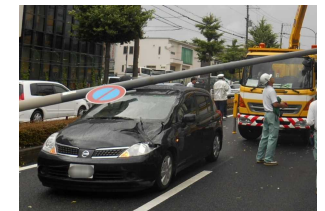
今後の方向性(案)

- 各施設の特性を踏まえ、当面は直轄国道を対象に検討し、地方公共団体へは適宜参考送付
- 舗装、附属物(照明柱、道路標識柱)については、更新年数を想定し、効率的な方法を検討
 - 道路土工構造物(のり面等)については、異常気象時の巡回等で損傷・変状を把握する体系的な方法を検討

※のり面等は、経年劣化するものではなく、豪雨等の災害により損傷・変状が発生するもの



照明柱が根元から転倒
国道9号江川橋側道橋
(島根県江津市(H26.12.22))



照明柱が走行車両を直撃
県道長坂垂水線
(兵庫県神戸市(H25.7.3))



ポットホールの例
国道23号(愛知県西尾市)



段差の例
国道4号(埼玉県春日部市)